

2月25日（第1日）

2月25日（火）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	仁城靖雄
危機管理監	加川英也	市民生活部長	山井法男
福祉保健部長	山本修司	産業部長	長原和哉
土木建築部長	廣中伸孝	企画部長	江郷壱行
教育次長	小栗賢	企業局長	木下隆
消防長	丸石正男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局長次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について（切串小学校大規模改修工事（建築）請負契約の変更について）
日程第5	同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第6	同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	議案第13号 江田島市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案について

- 日程第 8 議案第 1 4 号 江田島市森林環境譲与税基金条例案について
- 日程第 9 議案第 1 5 号 江田島市監査委員条例及び江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 1 6 号 江田島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 1 7 号 江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 1 8 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 3 議案第 1 9 号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 4 議案第 2 0 号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 5 議案第 2 1 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 6 議案第 2 2 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 7 議案第 2 3 号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 2 4 号 江田島市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 9 議案第 2 5 号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 0 議案第 2 6 号 新市建設計画の変更について

## 開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。

ここ一、二年、昨年は台風の被害に遭い、また一昨年は西日本集中豪雨により、自然災害が日本でも多発しております。ことしこそ災害のない年になればと願うわけでございます。

また、現在風邪や季節性インフルエンザ、新型コロナウイルスの感染症が発生しており、その対策として一人一人のせきエチケットや手洗いなどの実施がとても重要でございます。これらの感染症対策として、議会棟3階の議場入り口付近及び階段付近にアルコール消毒液を設置しましたので御利用ください。なお、感染症対策のため、今期定例会において、議場内でのマスク着用を許可いたします。ただし、発言の際はマスクを外して発言されますよう、お願いいたします。

傍聴者の皆さん、朝から傍聴ありがとうございます。今回の定例会は令和2年度の予算等を審議する非常に重要な定例会でございます。議員の皆様、どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和2年第1回江田島市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

### 日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和2年第1回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝いたします。

また、市民の皆様には早朝から定例会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年末新型コロナウイルスが中国で発生した以降、世界各国や日本でも発生が確認をされ、感染拡大が危惧されているところでございます。ニュースではここ一、二週間が山場と言われ、本市で予定されておりましたかきカキマラソンも中止と決定をされたところでございます。市民の皆様には、冷静に風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、お一人お一人のせきエチケットや手洗い、そしてアルコール消毒などをお願いしたいと思います。

この冬は記録的な暖冬と言われまして、広島地方では立春より遅い初雪が2月、今月

に入ってから降っております。そのため、3日寒く4日暖かな日が繰り返されて、春へと向かう三寒四温ではなく、一寒六温ではないかと思うくらいの、暖かな日の流れの中で、春をすぐそこに感じられる、そのような日々でございます。そうした暖かな自然の移り行く中で、令和2年度の予算編成を行い、厳しい財政の中にあっても温かな暮らしを築く予算として、予算案にも温かさを感じていただけるように、市民の皆様の暮らしに目配りをしたものとなっております。その内容につきましては、あす26日に予定をしております市長施政方針の中で御説明をさせていただきたいと思っております。本日はその市長施政方針に先立ちまして、3点ほど申し上げたいと思います。

1点目といたしましては、消防署において住民票の写しなどの交付サービスでございます。

今年度、昨年令和元年8月には江田島消防署新能美出張所が完成・運用され、またあす26日には江田島消防本部新庁舎と新江田島消防署が完成をし、運用されることになっております。この消防署の24時間体制で業務を行う消防の特性を生かしまして、休日や夜間に住民票の写しや戸籍謄本などの交付を令和2年度から実施したいと思っております。市民の皆様の利便性を図るため、温かな窓口となるように準備をしております。

2点目といたしましては、地域おこし協力隊の就任でございます。

令和2年度におきまして、新たに3人の隊員の方に就任をしていただくこととしております。今回で5期生となります3人の方には、新たな仕事といたしまして、本市の魅力を市内外に伝えるプロモーション推進員や、民泊や観光のさらなる充実を図るための体験型観光推進員、そしてオリーブの技術を継承していくために、引き続きオリーブ栽培技術指導員を担っていただくこととしております。この3人の方には、都会からの新たな温かな風を起こしてくれるものと期待をしているところでございます。

そして、3点目といたしまして、江田島市の広報大使であるアイドルグループSTU48の矢野帆夏さんのお話でございます。このたび発売されましたSTU48の4枚目のシングル曲でございます、無謀な夢は覚めることがないの購入スペシャルプレゼントといたしまして、矢野帆夏with広島県出身メンバープレゼント江田島観光ツアーがございます。抽せんとはなりますけれども、STU48の矢野帆夏さんを含めたメンバーがファンとともに江田島市を観光していただくというもので、若い世代の皆様にも本市を知っていただくよい機会になればと思っております。

このように、多くの市民の皆様、市外の皆様にも少しでも江田島市のことや取り組みを知っていただきたいと思い、明るく温かな話題を常に発信してまいりたい、このように考えております。

そして、こしは私の市長としての任期最後の年でございまして、任期終了まで残り284日でございます。江田島市のそれぞれの課題の解決につきましては、一朝一夕ではかえません。しかしながら、市民の皆様のニーズにお応えをさせていただきながら、何が江田島市にとって最善か、何が市民の皆様にとって最善か、このことを唯一の判断基準といたしまして、温かな江田島市づくりに取り組んでまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をぜひお願いいたします。

さて、今議会では、江田島市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案など、当面する市政の重要案件につきまして、御審議をお願いすることといたしております。これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、12月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、主なものを報告させていただきます。

市政報告書1ページ、1項目めでございます。

認知症高齢者等の支援に係る江田島警察署と江田島市の相互連携に関する協定の締結についてでございます。

昨年12月16日、江田島警察署と江田島市による認知症高齢者等の支援に係る江田島警察署と江田島市の相互連携に関する協定の締結式を市役所で行いました。この協定によりまして、認知症高齢者の方がかかわる交通事故被害や詐欺等犯罪被害の防止、行方不明時の迅速な対応等に関し、相互に連携を図ってまいります。今後も住みなれた地域で、誰もがマイペースで安心して生き生きと生活できるまち、江田島市づくりを進めてまいります。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和元年11月及び令和元年12月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において6番 平川博之議員、7番 酒永光志議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月13日までの18日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

#### 日程第4 報告第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（切串小学校大規模改修工事（建築）請負契約の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について（切串小学校大規模改修工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、切串小学校大規模改修工事（建築）請負契約の変更について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、報告第1号につきまして御説明をいたします。

議案書2ページに専決処分書を、3ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明をいたしますので、3ページをお願いいたします。

1、契約の目的及び2、契約の方法につきましては変更はございません。

3、契約の金額でございます。契約金額は変更前が1億9,030万円で令和元年6月19日に議決をいただいております。このたび契約金額を1億9,955万9,800円に変更するものでございます。

4、契約の相手方及び5、工期につきましては変更はございません。

変更の理由でございます。追加工事等を行うためのもので、主なものは外壁改修工事に伴う下地補修の追加、また内装改修工事に伴う施工範囲の追加でございます。

1ページをお願いいたします。

専決処分年月日でございます。専決処分年月日は、令和2年2月7日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

#### 日程第5 同意第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました同意第1号 教育長の任命につき同

意を求めることについてでございます。

令和2年3月31日で任期満了となる小野藤 訓教育長を引き続き江田島市教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

小野藤教育長は、人格が高潔で、教育・学術・文化に関する高い識見と教育行政に対する豊富な経験を有しておられ、本市の教育長として適任と認められる方と存じます。何とぞ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

小野藤教育長の退席を求めます。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 10時18分）

（再開 10時18分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、こと人事に関することでもありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに起立による採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

小野藤教育長の入場を許可します。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 10時19分）

（再開 10時20分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま小野藤 訓氏の教育長任命について、議会の同意がありましたので、お伝えをいたします。

小野藤 訓氏から一言挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 市議会の皆様、引き続き教育長任命に御同意いただきまして感謝申し上げます。今年度あと少し残っておりますが、これまで1年間の経験を生かして一生懸命市の教育行政を進めてまいりたいと考えております。

ここで、いま一度初心に戻りまして、私の考える義務教育の使命について2点述べさせていただきます。

まず1つ目は、子供たちの能力を伸ばし、社会でたくましく生きる力を育成するとい



うことです。生きる力を育成するということは、確かな学力として知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等を育成することです。そして道徳教育の充実や体育・健康に関する指導を充実させ、豊かな心と健やかな体を育成することと考えております。

2つ目は、社会人として必要な基本的な資質を養うということでございます。基本的な資質を養うということは、一言で言えば社会性を身につける、そういうことでございます。特に時間を守る、整理整頓や掃除ができる、挨拶や返事をするということは非常に大切であると考えております。全ての学校で取り組んでまいります。

これらのことを踏まえ、江田島市の子供たち一人一人が自己実現を果たすとともに、社会で活躍できるよう信念を持って取り組んでまいります。

生涯学習面におきましては、市長の言葉にある、市民が「『ワクワクできる島』えたじま」の実現に向け、スポーツの振興や文化芸術の振興と、市民が生涯を通して学ぶことができる機会の充実を図りたいと考えております。

簡単ではございますが、私の初心にも触れさせていただきました。まず子供の教育を第一に考え、市民の皆様が江田島市に住んでよかったと言ってくれるような教育行政を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

## 日程第6 同意第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

令和2年3月31日で任期満了となる教育委員会の委員、樋上美由紀さんを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

樋上さんは人格が高潔で、教育・学術・文化に関する高い識見を有する方でございます。何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、こと人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに起立による採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

## 日程第7 議案第13号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、議案第13号 江田島市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提出理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第13号 江田島市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案についてでございます。

地方自治法の一部が改正され、市長等が賠償の責任を負う額から一部を免れさせる旨を条例で定めることができることとされたことを踏まえ、必要な事項を定めるため、同法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第13号につきまして御説明をいたします。

議案書11ページから12ページに制定条文を、13ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明をいたしますので、13ページをお願いいたします。

1、趣旨でございます。平成29年度の地方自治法の一部改正に伴いまして、市長や職員、また行政委員会の委員などの職務行為につきまして、善意かつ重大な過失がない場合におきまして、条例を定めることで損害賠償責任の一部を免責することができることとされました。そのため、本市におきましても賠償の限度額など必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

2、条例の概要でございます。損害賠償責任につきまして、職務上善意かつ重大な過失がない場合におきまして、賠償の限度額は基準給与年額に区分ごとに応じた数を乗じた額といたします。これを最低責任負担額といたします。そしてこの最低責任負担額を超えた部分につきまして免責をするものでございます。この最低責任負担額につきましては、国の政令の基準を参酌することとなっておりますので、本市では特にこれを変更する理由がないことから国の基準どおりといたします。

また、基準給与年額に区分ごとに応じた乗じる数につきましては、市長は6であることなど、この表に記載のとおりでございます。

3、規定内容でございます。第1条には趣旨を、第2条には最低責任負担額を、第3条には損害賠償額の一部免責を規定しております。また、附則といたしまして第1項には施行期日といたしまして令和2年4月1日から施行するとしており、附則第2項には

経過措置といたしまして、施行時期前に生じた損害賠償責任には適用しない、このことを定めております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案について、地方自治法等の一部を改正する法律附則第2条第7項の規定に基づき、聞くことができる同法による改正後の地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員の意見を求め、その意見聴取の結果を配付いたします。

この際、暫時休憩いたします。40分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分）

（再開 10時40分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案についての監査委員の意見は適切と考えます、とするものでございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第14号

○議長（吉野伸康君） 日程第8、議案第14号 江田島市森林環境譲与税基金条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま上程されました議案第14号　江田島市森林環境譲与税基金条例案についてでございます。

森林の整備及びその促進に関する施策に必要な経費の財源に充てるため、江田島市森林環境譲与税基金を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君）　長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君）　それでは、議案第14号を御説明いたします。

まず、本条例案は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止、水源涵養等の公益機能を維持するための安定的な財源を確保するために、平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。令和元年度から森林環境譲与税が地方自治体に譲与されます。そのため、本市ではこの財源をもとに特定目的基金を設置し、有効活用を図ることとします。

議案書15ページをごらんください。

第1条に、森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する施策に必要な経費の財源に充てるという基金の設置目的を、第2条には、積立基金であることを定めています。第3条から次ページ、16ページの第8条までに他の基金条例と同様に基金の管理方法、運用益の処理、処分方法、繰りかえ運用、相殺のための取り崩し、委任に関する規定をそれぞれ定めています。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することといたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君）　すみません、2点ほど教えていただきたいと思ひます。

この基金条例なんですけども、第1条で森林の整備及びその促進に関する施策に必要な経費の財源を見ているために設置するということではありますが、今後具体的にどのような施策の展開を考えていらっしゃるのか。

また、今、ひろしまの森づくり、県民税というものがあひまして、これ財源としまして江田島市もひろしまの森づくり事業ということで、いろいろ森林の整備等をやっておりますが、こちら辺との兼ね合ひはどのようにお考えなのか、この2点を教えてください。

○議長（吉野伸康君）　長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君）　この基金の具体的な取り組みとしまして、この基金の目的としまして、まず森林整備、そして人材育成、担い手の確保及び推進体制を構築する、そして木材利用の啓発ということになっております。ですから、具体的な取り組みとしましては、この財源の根拠が、人工林をまずベースに考えております。ですから、人工林の整備状況を確認した上で、それからまず調査をしてその後、木材利用、例えば県産

材の活用とかそちらのほうに財源を持っていきたいと、このように考えております。

そして、森づくり事業につきましては、これは議員言われたように、県の税金でございます。こちらのほうとのかかわりは、先ほども申しましたように、森林環境譲与税に関しては、特に人工林を中心に考えておりますので、すみ分けはできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第15号

○議長（吉野伸康君） 日程第9、議案第15号 江田島市監査委員条例及び江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第15号 江田島市監査委員条例及び江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、同法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第15号につきまして御説明をいたします。

議案書18ページに改正条文を、19ページに新旧対照表を添付しております。新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、19ページをお願いいたします。

このたびの改正は、平成29年度の地方自治法の一部改正に伴いまして、内容ではなく、引用しております条項にずれが生じたことから、これを解消するためのものがございます。ページの右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。

改正をいたします部分につきましては、江田島市監査委員条例では、第7条の下線部分の第243条の2第3項を第243条の2の2第3項に改めるものがございます。

また、江田島市公営企業の設置等に関する条例につきましては、第7条の下線の部分、第243条の2第8項を、第243条の2の2第8項に改めるものがございます。

18ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものがございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第16号

○議長（吉野伸康君） 日程第10、議案第16号 江田島市職員のサービスの宣誓に関

する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第16号 江田島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

会計年度任用職員によるサービスの宣誓に係る規定を整備するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第16号につきまして御説明をいたします。

議案書21ページに改正条文を、22ページに新旧対照表を添付しております。新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、22ページをお願いいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきましては、第2条第2項で下線部分の地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができるということを加えるものでございます。

私たちが市職員になるとき、つまり地方公務員になるときは全体の奉仕者として誠実かつ公正にサービスを執行することを誓うということを任命権者などの面前で署名する必要があります。これを令和2年4月から開始をされます会計年度任用職員につきましては、署名を面前ではなく署名したものを送付してもらうなどの方法、こういったものを別の定めができることを規定するものでございます。

21ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 1 議案第 1 7 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 1 1、議案第 1 7 号 江田島市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 1 7 号 江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山井市民生活部長。

○市民生活部長(山井法男君) それでは、議案第 1 7 号について説明いたします。

このたびの改正は、成年被後見人の権利制限の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するものです。議案書 2 4 ページに改正条文、2 5 ページと 2 6 ページに新旧対照表、2 7 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

2 7 ページの参考資料により、改正内容について説明いたします。

まず 1、改正の趣旨について。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 3 7 号)の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和 4 9 年自治振第 1 0 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長宛て通知)の一部が改正されたことを受け、所要の要件を満たした場合には成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう所要の規定の整備等をいたします。

2、改正の内容としまして、(1)印鑑の登録を受けることができない者となっていた成年被後見人を、意思能力を有しない者に変更します。

(2)として、意思能力を有しない者は印鑑登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑登録の申請を受けた場合に法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑登録の申請を受け付けるものとします。



(3)としてその他字句の整理をいたします。

3、施行期日について。この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません、このたびの条例の改正ということで、まず成年被後見人が印鑑登録の申請をするときに法定代理人が同行しておればこれは登録できますよということに改正されるわけなんですけども、一方で印鑑証明、それを取るときにはこの被後見人の方1人だけでよいという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 印鑑証明を取るときについては、被後見人がいらしてもあるいは代理人の方であっても、印鑑登録証があれば取れるということになります。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。登録のときにですね、法定代理人が同行するというので、もともとの趣旨というのは、成年被後見人の何らかの重要な取引するときの制限ということで多分実印登録の制限をされたと思うんですよ。それを法定代理人が同行すれば印鑑登録はされますよね。ということは、私の今、感じているところとすれば、印鑑証明を発行するというのはやっぱり重要な、例えば不動産取引とかそういったものについて、もしくは銀行との取引のときに印鑑証明が必要になるということ、すごく重要なものなので、証明のときにも法定代理人が要るのか要らないのかっていうのが気になったものですから。そこで質問させてもらいますけども、特に今、御答弁の中では印鑑証明を発行していただくためには、要は成年被後見人1人でも発行はできるということよろしいですね。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 今回の法改正があるまでは、成年被後見人は印鑑登録自体をすることができませんでした。ですけども、被後見人といえども波があって、状態の判断能力を有する、意思能力を有するときもあるということから、本来のもともとの法律は、これまで選挙権がなかったのを付与できるようにするとか、いろんな国家資格についても剥奪されてたんですけども、そこについても緩和するというようなことの流れの中から、今回の印鑑証明も印鑑登録自体はできなかつたものができるということでして、いざ印鑑登録ができた後は、通常のルールで運用されるということでございます。通常の我々が持っている印鑑証明の発行については何ら制限を受けないと、我々と、通常の申請で行われるということでございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。このたびはルール改正される、条例改正ということでございます。これ改正された後、公布の日からということでございますが、今、江田島市にお住まいの方で対象となられる方には、こういった条例改正でこうい

たことができますよというふうな御案内はされるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 現在該当の方、江田島市に何人か、数十人程度いらっしゃいますけれども、特にその何十人かに対して通知をすることは考えておりませんが、広報等を通じて周知に努めたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第18号

○議長（吉野伸康君） 日程第12、議案第18号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第18号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

鷲部交流プラザ及び鹿川交流プラザを設置するに当たり、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第18号について説明いたします。

このたびの改正は、鷺部交流プラザ及び鹿川交流プラザを設置することに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

議案書29ページと30ページに改正条文、31ページから34ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

31ページからの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行います。

まず第1条による改正としまして、条例第3条の表及び別表に鷺部交流プラザを追加します。

32ページに移ります。

第2条による改正としまして、条例第3条の表及び別表に鹿川交流プラザを追加します。

また、今回の条例改正に伴い3つの条例について附則による改正を行います。

まず附則第2項による改正として、32ページの下から33ページにかけて江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正し、鹿川出張所の位置を変更します。

次に、附則第3項による改正として、江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正し、鷺部公民館を削ります。

続いて、附則第4項による改正として、江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正し、鹿川公民館を削ります。

34ページに移ります。

中ほど、附則第5項による改正として、江田島市隣保館設置及び管理条例の一部を改正し、鹿川文化センターの位置を変更するとともに、その下にあります別表鹿川文化センターに関する部屋と部屋ごとの使用料を整備します。

附則の説明をしますので、29ページに戻ってください。

附則第1項の施行期日について、鷺部交流プラザの改修工事完了時期と鹿川交流プラザの完成時期が異なりますので、鷺部交流プラザに関する関係規定の施行期日を令和2年4月1日とし、鹿川交流プラザに関する関係規定の施行期日を同年6月1日としております。

附則第2項以降は、先ほど説明しました今回の条例改正に伴う3つの条例についての改正でございます。今回の条例改正は、公共施設の再編整備とあわせ、地域のにぎわいづくりや拠点づくり、利便性の向上を図るため、名称や所管を変更するものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第19号

○議長(吉野伸康君) 日程第13、議案第19号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第19号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

広島県に納付する事業費納付金の確定等に係る国民健康保険税の税率改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 山井市民生活部長。

○市民生活部長(山井法男君) それでは、議案第19号について説明いたします。

このたびの改正は、令和2年度の国民健康保険税の税率を改正するため、現行条例の一部を改正するものです。

議案書36ページに改正条文、37ページと38ページに新旧対照表、39ページと40ページに参考資料として改正要旨を添付しております。

39ページからの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

まず1、改正の趣旨について。令和2年度分の国民健康保険事業費納付金が示されたことに伴い、当該年度分の激変緩和措置の税率を定めるため、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容としまして、事業費納付金の確定及び激変緩和措置、資産割額の逡減に係る税率改正を行います。条例第3条、第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3、及び第9条の3をそれぞれ改正します。

次のページ、40ページをお願いします。

こちら40ページの表に、現行の税率、改正案の税率をお示ししております。

3、施行期日について。この条例は令和2年4月1日から施行するものといたします。なお、国民健康保険税の税率改正につきましては、引き続き市民被保険者に対し、広報を通じて丁寧な説明に努めてまいります。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

長坂議員。

○1番（長坂実子君） お伺いします。

来年度の国保税の税率の改正案ですね、内訳を見ますと、資産割と平等割の税率が下がって所得割と均等割の税率が上がっています。所得割、均等割の税率を上げることは子育て世帯にとってより負担が大きくなります。会社員などが入る協会けんぽは子供の人数に影響がない一方で、国保は均等割によって子供もゼロ歳から加算されるというふうな仕組みとなってまして、協会けんぽと国保とで特に子育て世帯については保険料の格差が生じていることは大きな問題かなと思っております。全国で20以上の自治体の子供の均等割減免制度を設けておりまして、岩手県宮古市では平成31年度から18歳未満の子供の均等割は全額減免するという制度を設けています。江田島市の国保は今も保険者は広島県ですけれども、保険税の賦課・徴収は市が行っています。子育て支援の強化策として国保世帯の負担軽減のために江田島市で子供の均等割減免制度を導入していただきたいと考えますが、その点について見解をお伺いします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 子育て世代の負担軽減についての御要望です。

平成30年度から国民健康保険の県単位化がスタートしまして、令和6年度の県内税率準統一に向けて現在激変緩和措置を実施中です。

県単位化の背景としまして、全国的な少子高齢化に伴い、市町村単位での国保の運営が困難になってきたことから、法改正を経て都道府県が財政運営を担う責任主体となったものです。ちなみに県単位化となる前は広島県内におきましても、高いところと低いところで1.5倍の開きがありました。

こうした中、子育て世代に配慮した税率にするというのは、本市のみで対応するというのは非常に困難な状況にあります。その一方で、子育て世代について、サラリーマンに比べると国保税が高いと、議員御指摘のとおり、所得五、六百万のゾーンにおいては、非常に負担が重いというのは我々も十分に感じております。

したがいまして、子育て世代の負担軽減につきましては、県全体あるいは国全体の課題であると認識しています。今後他市町とも連携して、県に働きかけるなどの要望を行

ってまいりたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 今、御答弁いただきましたけれども、本市のみでは難しいということ、わかりました。国・県の課題であると思えますけれども、平成29年に全国市長会でもこの子供に係る均等割、保険料を軽減する制度の要望をしておりますし、30年には全国自治会でもこの軽減措置を要望していますが、国はその要望について検討しているかどうかも見えません。ですので、広島県、県内でも福山市が子供の均等割保険料の軽減、一部の世帯ですが、適用しております。ぜひ子育て支援策として広島県でぜひやっていただきたいと思っておりますので、国保税の担当者レベルでの話だと思っておりますけれども、ぜひ御提案いただきたいと思っておりますし、市長からもぜひ県市長会で子供に係る均等割の負担軽減について提案いただきますように要望させていただきます。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 県単位化がスタートしまして、年に何回か担当課長会議、連絡会議があります。そちらの場で要望しますとともに、また市長会を通じた要望もこれから他市町とも連携して対応していきたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第20号

○議長（吉野伸康君） 日程第14、議案第20号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第20号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案についてでございます。

保育施設の再編整備に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 議案第20号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

本議案は、子ども・子育て支援事業計画に基づきます保育施設の再編整備により、中町保育園を廃止し、認定こども園のうみを新築移設するものでございます。

議案書42ページに改正条文を、参考資料として43ページに新旧対照表を添付いたしております。

参考資料の新旧対照表により、改正の内容について説明をいたしますので、議案書43ページの参考資料をごらんください。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案をお示しするものです。改正部分に下線を付しております。

まず、第1条による改正として、江田島市保育園条例の一部改正でございます。名称及び位置を示す第2条の表中、中町保育園の項を削ります。

次に、第2条による改正として、江田島市認定こども園条例の一部改正でございます。名称及び位置を示す第2条の表、認定こども園のうみの項中、位置として江田島市能美町鹿川3096番地3を、江田島市能美町鹿川1263番地3に改めます。

議案書42ページをごらんください。

以上の改正につきまして、附則において第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行することといたしております。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより直ちに採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

起立多数です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 5 議案第 2 1 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 1 5、議案第 2 1 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。  
明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 2 1 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

鳥獣被害対策実施隊員の報酬を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 長原産業部長。

○産業部長(長原和哉君) それでは、議案第 2 1 号を説明いたします。

本条例案は、近年有害鳥獣、特にイノシシが市内全域に出没しており、市民生活を脅かしております。市民から相談があった場合、現在 1 5 名の鳥獣被害対策実施隊の隊員の方にとめ刺しやわなの設置などの捕獲活動を行っていただいております。この実施隊は特別職の非常勤職員としまして、平成 2 0 年度に設置して以来、報酬の見直しを行っておりません。近年、被害が市街地に広がり活動範囲が広がったことにより今般見直すことといたしました。

議案書 4 5 ページに条例案を、4 6 ページに参考資料としまして新旧対照表をつけております。

それでは、初めに議案書の参考資料により内容を説明させていただき、その後に改正条文を説明させていただきます。

4 6 ページをごらんください。

江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の関係部分を



抜粋した新旧対照表を示しております。左側に改正案を、右側に現行条例を記載しております。現行の年額6万円を1万円引き上げ、年額7万円とするものです。

45ページにお戻りください。

関係条文を示しており、附則としまして施行を令和2年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第22号

○議長（吉野伸康君） 日程第16、議案第22号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第22号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

沖漁船保全施設及び柿浦漁船係留施設（第3号）を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） それでは、議案第22号を説明いたします。

まず、本条例案は、江田島市水産業振興施設のうち、昭和58年度に沖美町畑漁港内に設置しました漁船や漁具等の維持管理のための施設、沖漁船保全施設を沖保全施設と、昭和63年度に大柿町柿浦漁港内に設置しました漁船の係留や漁具、漁獲物の積みおろしをするための、柿浦漁船係留施設（第3号）の廃止に伴うものです。それぞれの施設は老朽化も著しく、また、利用者もほとんどいないことから、指定管理者である地元漁協と調整が整ったため、廃止するものでございます。

議案書48ページに改正条文を、49ページに参考資料としまして新旧対照表をお示ししております。

それでは、初めに議案書の参考資料により内容を説明させていただき、その後に改正条文を説明させていただきます。

49ページをごらんください。

江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の関係部分を抜粋した新旧対照表をお示ししております。左側に改正案を、右側に現行条例を記載しております。なお、下線つきの部分が改正部分となります。施設の廃止に伴い、別表第1中、沖漁船保全施設、柿浦漁船係留施設（第3号）の項目を削除しております。

48ページにお戻りください。

改正条文であり、附則としまして施行を交付の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 17 議案第 23 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 17、議案第 23 号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 23 号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてでございます。

道路法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） それでは、議案第 23 号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書 50 ページに提案理由を、51 ページから 52 ページに条例案を、53 ページから 55 ページに新旧対照表を、56 ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、56 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。指定区間内の国道における道路占用料を定めた道路法施行令の一部改正によりまして、道路占用料の改定が行われ、令和 2 年 4 月 1 日より施行されます。本市におきましても、市道等の占用料を定めた同条例を政令に準じて改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。道路法におきまして、道路管理者は道路占用料を徴収することができ、その額は道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされております。江田島市道路占用料徴収条例には、道路法施行令に準じた道路占用料の額を定めているため、政令に準じて改正を行います。

（2）の主な占用物をごらんください。主な占用物を参考例として記載しております。右側が現行の占用料で、左側が改正案となります。上段の第 1 種電柱、1 本当たりの 1 年間の占用料で説明しますと、350 円を 420 円に改正を行います。

3、施行期日は令和 2 年 4 月 1 日としております。

以上で、議案第 23 号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第24号

○議長(吉野伸康君) 日程第18、議案第24号 江田島市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第24号 江田島市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

民法の一部改正及び公営住宅に係る制度改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 廣中土木建築部長。

○土木建築部長(廣中伸孝君) それでは、議案第24号 江田島市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書57ページに提案理由を、58ページから59ページに改正条文を、60ページから65ページに新旧対照表を、66ページに参考資料として改正要旨を添付しております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、66ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。民法の一部改正により、債権関係の見直しが行われ、

令和2年4月1日から完全施行されます。これを踏まえ、国土交通省が定める公営住宅管理標準条例が一部改正されました。本市におきましても、それらの改正を受けまして、市営住宅条例の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容でございます。まず、(1)の連帯保証人の極度額の設定と人数の削減でございます。

市営住宅の入居時には請書を交わしておりますけれども、その際に必要な連帯保証につきまして、極度額を入居時、家賃の12カ月分として設定いたします。また、住宅確保要配慮者に配慮し、連帯保証人の人数を2人から1人に削減いたします。

次に、(2)の原状回復義務の明確化でございます。クロスなど変色することによる通常損耗や経年劣化の修繕費用は市が負担いたしますが、落書き等の故意による毀損など、入居者の責めに帰すべき修繕の費用は入居者負担としております。これを入居者の混乱を招かないために、条例に明記するものでございます。

次に、(3)のその他の所要の改正でございます。建てかえ事業の立地条件、入居者資格、収入申告義務等の緩和が行われるため、所要の規定の整備を行うものでございます。また、指定管理者につきまして、標準条例に追加されたため、これらを規制するものでございます。その他必要な字句の整理を行わせていただいております。

3、施行期日は令和2年4月1日としております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番(山本秀男君) 今回、入居の条件が緩和されて、連帯保証人について、2人が1人、あるいは申請によって免除するというようになっておりますが、要綱を定めておられると思うんですが、この要綱はどのような形になるのか、わかる範囲で教えていただきたいんですが。

○議長(吉野伸康君) 廣中土木建築部長。

○土木建築部長(廣中伸孝君) 要綱につきましては、この条例改正が行われた後に、それらを整備することとしておりまして、これらをもとに今後検討していくということになります。

以上です。

○議長(吉野伸康君) 山本秀男議員。

○12番(山本秀男君) 要綱はこれからということのようなんですが、それで、既設の入居された方で、連帯保証人を立てていると思うんですね。それで、連帯保証人が、既設の入居者ですよ、保証人がよそ行ったりしておらん、死亡したりしていないような状態もあるかと思うんですね。そういうようなのはどのようにしようと思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長(吉野伸康君) 廣中土木建築部長。

○土木建築部長(廣中伸孝君) 連帯保証人につきましては、基本は入居されている

方が、そういった家賃等を支払っていただいております。そういった方が何かの事情で払えないというような場合に、連帯保証人に連絡等をさせてもらいまして、その方から催促をしていただくなり、そういった滞納の回避をしております。ほとんどの方はそういった、通常の支払いができておりますので、連帯保証人について、そういった方々を十分に把握するというようなことまではできておりませんが、そういった滞納等が生じておる方については、密接に連絡をとり合って、きちんと家賃を払っていただく、そういった形で進めております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） わかりました。詳しいことは予算委員会の際にでもお聞きさせてもらおうと思うんですが、それで今回緩和されて、この改正の中で、入居するときに入居審査会を設けますよね。それで何か月空き家があれば募集をしたりしておりますが、私はこれをもう募集で一々放送せずにね、募集せずに、もう随時あいているところは入居できるように、この保証人なんか極端に言うたら申請すら要らんわけですよ。そのようにちょっと考えていただいたらどうかないうふうに考えます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑は。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 今、令和元年度末までという期間の中で、第3次行財政改革を行っておられます。その中でアウトソーシングの中で、各市役所内部でそれぞれ可能性のあるものをリストアップされているという中で恐らく公営住宅のところも入ってくるかと思えます。

このたび、この条例改正におきまして、公営住宅管理標準条例案にその指定管理制度が盛り込まれたために、このたびこの条例についても、条例第71条で指定管理制度について、言ってみればこれが議決されれば、条例的に要はルール上それが可能になるということになります。その中で、今、実際に公営住宅の指定管理制度に移行するかどうかという検討を、今どういうふうな状況であるのか、また、来年度令和2年度から新たに第4次行財政改革大綱、今まとめているところでございますけども、このことについてどのようにお考えなのか教えてください。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 指定管理者につきましては、現在他市町等の状況等を調査する、そういった内部での検討中と、そのような状況でございます。

本市の住宅の管理戸数が、実際の導入しているそういった市町と比べるとやはり少ないということなので、そういったコストが、やはりそれらよりは割高になる、そういった課題等がございます。しかしながら、民間ノウハウの活用でありましたり、行政コストの縮減、こういったものは今後も引き続きその可能性についても調査研究していきたいというふうに考えております。

そういったことを今後具体化して明らかになったときには、それらを皆様にお示しするとともに、行財政改革のほうも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。一応今、第3次行財政改革の中で可能性についてのリストアップ、まだリストアップされたところの程度でとどまっておりますので、ぜひやるやらないのための判断基準としての具体的な検討を示していただいて、またしかるべく議会のほうにでも御説明いただければというふうに思います。こちらのほうはお願いでございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第25号

○議長（吉野伸康君） 日程第19、議案第25号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第25号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

切串体育館を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、教育次長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） ただいま上程されました議案第25号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書68ページに改正条文を、69、70ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

まず、今回の改正理由は、築48年が経過し、かつ新耐震基準を満たしておらず、今後大規模な改修が必要となることや、隣接する切串小学校屋内運動場を代替施設として利用することができること、また定期利用団体からも切串小学校屋内運動場への拠点変更については了承を得ているということなどから、令和2年4月1日をもって廃止をするというものでございます。

議案書69ページ、70ページの参考資料をごらんください。

現行第2条及び別表第1、その下の別表第2の表中から切串体育館の項を削るというものでございます。

68ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第 20 議案第 26 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 20、議案第 26 号 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 26 号 新市建設計画の変更についてでございます。

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、新市建設計画の計画期間及び財政計画を変更する必要がありますので、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） 議案第 26 号について説明いたします。

東日本大震災の発生後における、合併市町村の実情を踏まえ、平成 24 年に引き続き、平成 30 年の法改正により、合併特例債の発行期限が再延長されました。このことから、引き続き財政的に有利な合併特例債を活用できる環境を整え、新市建設計画に基づく事業を推進するため、計画期間の延長を図るものです。

議案書 72 ページから 75 ページに改正事項を、参考資料といたしまして 76 ページから 79 ページに新旧対照表を、80 ページに広島県知事への変更協議書の写し、81 ページに広島県知事から変更に関する異議のない旨の回答書の写しを、82、83 ページに関係法律の抜粋を添付しております。

それでは、議案書 76 ページをごらんください。

主な変更内容を新旧対照表で御説明いたします。変更部分を抜粋し、下線部について変更いたしております。左側から計画本編のページ、項目名、変更案、現行です。合併特例債の発行可能期間の延長に合わせて、新市建設計画の期間をそれぞれ平成 16 年度から平成 31 年度までの 16 カ年を、平成 16 年度から令和 6 年度までの 21 カ年に変更しております。期間延長に合わせて、このページ最下段から 79 ページまで財政計画も変更しております。

79 ページ、最下段をごらんください。

歳入、歳出ともに、平成 16 年度から平成 30 年度までは決算額に沿って時点修正を行い、令和元年度以降は計画額で算定しています。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 散 会

○議長(吉野伸康君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、2日目はあす午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

(散会 12時03分)